# SBI日本小型成長株選抜ファンド (愛称:センバツ)

追加型投信/国内/株式

# 投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。 課税上は株式投資信託として取扱われます。

2025年9月23日

SBIアセットマネジメント株式会社

## SBI日本小型成長株選抜ファンド

1. 本投資信託説明書 (請求目論見書) により行う本ファンドの募集については、発行者である S B I アセットマネジメント株式会社 (委託会社) は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価 証券届出書を 2025 年 9 月 22 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 9 月 23 日にその効力 が生じております。

委託会社における照会先

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス https://www.sbiam.co.jp/

- 2. 本投資信託説明書 (請求目論見書) は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 3 項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得するときまでに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
- 3. 本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式を主要投資対象としています。 株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中 小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも 大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されている ものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を大きく割り込むことがありま す。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信 託は預貯金と異なります。

## <目次>

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第 1	ファンドの状況	4
第2	管理及び運営3	35
第3	ファンドの経理状況4	ŀO
第4	内国投資信託受益証券事務の概要5	55
第三部	委託会社等の情報5	56
第 1	委託会社等の概況5	56
信託約款		

所役社長 梅本 賢一
医六本木一丁目6番1号
<b>頁はありません。</b>

## 第一部【証券情報】

#### (1) 【ファンドの名称】

SBI日本小型成長株選抜ファンド (愛称:センバツ) (以下「本ファンド」といいます。)

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3) 【発行(売出)価額の総額】

300億円を上限とします。

## (4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額 となります。

下記の照会先においてもご確認いただけます。

#### (i) 基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

## (ii) 基準価額の照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(1万口当たり)は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9 時~午後5 時)

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

## (5) 【申込手数料】

購入価額(取得申込受付日の基準価額とします。以下同じ。) に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。 なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

\*申込手数料には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。

- ※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。
  - (注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等に係る対価のことをいいます。

## (6) 【申込単位】

- ・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。 (販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります)
- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口=1円)
- ① 分配金受取コース
- ② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4) に記載の照会先においてもご確認いただけます。

### (7) 【申込期間】

2025年9月23日 (火曜日) より2026年3月19日 (木曜日) まで なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

## (9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社窓口にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を 経由して受託会社のファンドロ座に払込まれます。

### (10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。 販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。 株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

① お申込みの方法等

- (i) 受益権の取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引 口座の開設を申込む旨のお申込書を提出します。
- (ii) 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には 適用しません。
- (iii) 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「収益分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)
- (iv) 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「積立投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。
- ② 日本以外の地域における発行 該当事項はありません。
- ③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (参考)

◆投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理する ものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」とい います。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
  - ①ファンドの目的

本ファンドは、小型成長株・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

- ②ファンドの基本的性格
  - ■ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信/国内/株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法 人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご覧ください。

## ◎商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信/国内/株式」です。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

101007472000	@   - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	- 1 / 0 /
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		株式
	国内	
単位型投信		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産
	内外	( )
		資産複合

## 商品分類の定義

該当分類 分類の定義	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従
是75年上八日	来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資
国内	収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものを
	いいます。
	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資
株式	収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいま
	す。

## ◎属性区分

## ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式 中小型株))	
決算頻度	年2回	
投資対象地域	日本	
投資形態	ファミリーファンド	

## 属性区分表 (ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回	(日本を含む)	
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	
債券	(隔月)	欧州	ファミリー
一般	年12回	アジア	ファンド
公債	(毎月)	オセアニア	
社債	日々	中南米	ファンド・
その他債券	その他	アフリカ	オブ・
クレジット	( )	中近東	ファンズ
属性		(中東)	
(高格付債)		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
(投資信託証券(株式 中小			
型株))※			
資産複合			
( )			

<sup>※</sup>ファンドが投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象とする資産は「株式 中小型株」です。

## 属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他の資産	目論見書または信託約款において、組入れている資産が主として
(投資信託証券(株式 中	投資信託証券であり、実質的に株式(中小型株)を投資対象とす
小型株))	る旨の記載があるものをいいます。
<b>年</b> 9 回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があ
年2回	るものをいいます。
日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日
日本	本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オ
ファミリーファンド	ブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として
	投資するものをいいます。

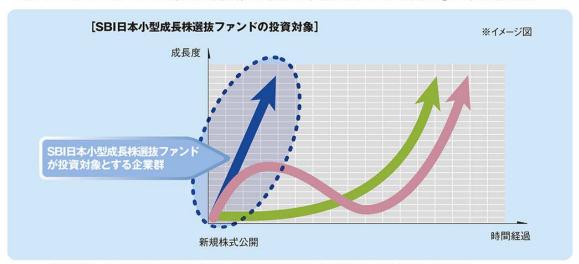
## ③信託金の限度額

- ・ 300億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### ④ファンドの特色

●マザーファンド受益証券への投資を通じて新規公開という、いわば「第2の創業期」を成長の契機として、新たに成長を加速する、企業家精神に溢れた「次代を拓く革新高成長企業」に厳選投資します。

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。詳しくは後記の「ファンドの仕組み」をご参照ください。



注)企業の成長過程をイメージしたものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

●エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社\*より投資に関する助言を受けて運用します。《エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社の概況》

設立	2001年12月4日 関東財務局長(金商)第641号		
助言資産	1,336億円(2025年6月末現在)		
経営理念	「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言		
①革新的な成長企業(新規株式公開企業等を含む)を中心とした調査・分析・投資助言に特化 特徴 ②徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資 ③投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続			

※2026年1月1日付けで、UBPインベストメンツ株式会社へ社名変更する予定です。

資産動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

## 分配方針

年2回、6月22日及び12月22日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は経費控除後の配当等収益及び売買益等の全額とします。
- ②委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。 (基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の 運用を行います。
- ・上記は、将来の分配金の支払い及びその金額について、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束する ものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## (2) 【ファンドの沿革】

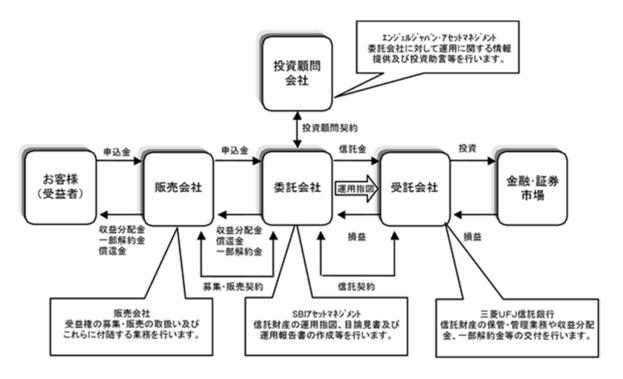
2014年3月28日 信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

#### (3) 【ファンドの仕組み】

- ① ファンドの仕組み
  - ・ 本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



② 委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

## ③ 委託会社の概況 (2025年6月末日現在)

- (i) 資本金 4億20万円
- (ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務(投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務)及び投資助言業務(投資顧問契約に基づく助言業務)を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社(現SBIホールディングス株式会社)の主要株主であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社 (SBIAMG)が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBIAMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年10月1日には、モーニングスター株式会社がSBIAMGを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年3月30日に、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はSBIアセットマネジメント株式会社を継承しました。

1986年 8 月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年 2 月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年 9 月 9 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基 づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券 投資信託委託業の認可
2001年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エス ビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年7月1日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年 9 月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引 業者の登録(関東財務局長(金商)第311号)
2022年 8 月 1 日	SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。
2023年4月1日	SBIアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

## (iii) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
SBI グローバルアセットマ ネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1, 378, 823株	97.9%
PIMCO ASTA	Suite 2201,22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street,Central,Hong Kong	29, 507株	2.1%

## 2【投資方針】

- (1) 【投資方針】
- ① 主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、信託財産の総額の50%以下とします。
- ③ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ④ マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
  - ※ エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社
    - ・ 本ファンドの投資助言会社として、委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を 行います。
    - ・ 中小型成長株運用に特化した、独立系の投資顧問会社です。
    - \* 2026年1月1日付で、UBPインベストメンツ株式会社へ社名を変更する予定です。

#### (2) 【投資対象】

- ① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第15条) この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - (i) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。
    - 1. 有価証券
    - 2. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条に定めるものに限ります。)
    - 3. 約束手形(前1号に掲げるものに該当するものを除きます。)
    - 4. 金銭債権(前1号及び前3号に掲げるものに該当するものを除きます。)
  - (ii) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 運用の指図範囲(信託約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された小型成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権 付社債券」といいます。)の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引 法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同

- じ。) または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新 株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1号から前11号までの証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前20号の有価証券の性質を有するもの

なお、前 1 号の証券または証書、前12号の証券または証書ならびに前17号の証書のうち前 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2 号から前 6 号までの証券及び前 12号の証券または証書ならびに前17号の証書のうち前 2 号から前 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13号の証券及び前14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第16条第2項)

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5号の権利の性質を有するもの
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記③1号から6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(信託約款第16条3項)

(参考)マザーファンド (小型成長株・マザーファンド) の概要

(1) 投資方針

## ●ボトムアップ調査

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査·分析(ボトムアップ調査)を行い、

- ①中長期高成長戦略の有無・妥当性 ②短期的業績の信頼性
- ③企業経営者の理念·志 ④財務面の裏付け、成長性・収益性・安全性・革新性・株価水準

等を総合的に評価判断します。

## ●「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資

総合判断した企業群は、

- ①革新的な高成長企業群の銘柄数を限定する「銘柄分散」
- ②一度に組入れず徐々に投資していく「時間分散」

その他1銘柄ごとの組入比率にも制限を設ける等、慎重な分散投資を行います。

## 《助言銘柄選定のプロセス》

投資顧問会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



- ・ 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。
- ※ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上 記の運用ができない場合があります。

- (2) 投資対象
- ① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第13条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- 1. 有価証券
- 2. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限ります。)
- 3. 約束手形(前1号に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 4. 金銭債権(前1号及び前3号に掲げるものに該当するものを除きます。)

### ② 運用の指図範囲(信託約款第14条第1項)

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引 法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。) または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) 及び新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1号から前11号までの証券及び証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前21号の有価証券の性質を有するもの

なお、前1号の証券または証書、前12号の証券または証書ならびに前17号の証書のうち前1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2号から前6号までの証券及び前12号の証券または証書ならびに前17号の証書のうち前2号から前6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13号の証券及び前14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第14条第2項)

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用する ことを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5号の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記③第1号から第6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(信託約款第14条第3項)

#### (3)【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析·企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資 戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

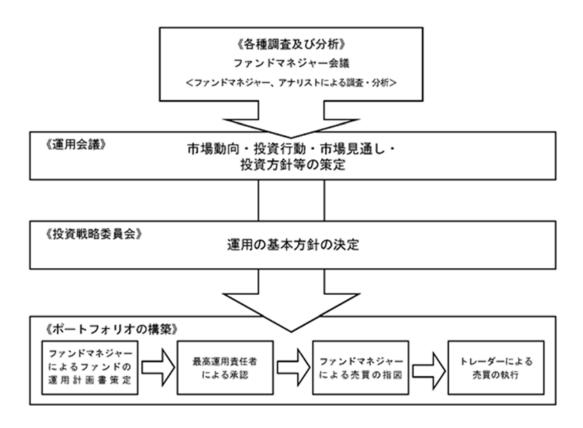
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資 委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・ 見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

#### <受託会社に対する管理体制>

受託会社(再信託先を含む)に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

## (4)【分配方針】

年2回、6月22日及び12月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

① 分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。) 及び売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。)等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

③ 留保金の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(i) 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額(別途計上される委託者の実績報酬を含みます。)

を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- (ii) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額(別途計上される委託者の実績報酬を含みます。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積み立てることができます。
- (iii) 前記(i)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (iv) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### ※収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしたがいます。

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
  - (i) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
  - (ii) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
  - (iii) 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - (iv) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - (v) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - (vi) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
  - (vii) 外貨建資産への投資は、行いません。
  - (viii) 投資信託証券 (マザーファンド受益証券を除きます。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
  - (ix) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 信託約款上のその他の投資制限
  - (i) 投資する株式等の範囲(信託約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に

おいて取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権 者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではあり ません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- (ii) 同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款第20条)
  - (イ)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - (ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - (ハ) 前記(イ)(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権 証券及び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (iii) 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(iv) 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指 図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しによ り行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、次の(イ)から(へ)に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の(イ)から(へ)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- (イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- (ロ) 株式分割により取得する株券
- (ハ) 有償増資により取得する株券
- (二) 売出しにより取得する株券
- (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予 約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- (へ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産 に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(前(ホ)に定めるものを除きま す。) の行使により取得可能な株券
- (v) 先物取引等の運用指図、目的及び範囲(信託約款第23条)

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

(vi) 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第24条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の(イ)(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- (イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する 公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一 法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じ て得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはでき ません。(投信法第9条)

#### ④ その他

- (i) 資金の借入れ(信託約款第30条)
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

## 3【投資リスク】

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式を投資対象としています。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

本ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

#### ・ 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が下落した場合には、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

### 流動性リスク

株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

・ 信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式 の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

### <その他留意事項>

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引 市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期 待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基 準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の お支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当 する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落 要因となります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

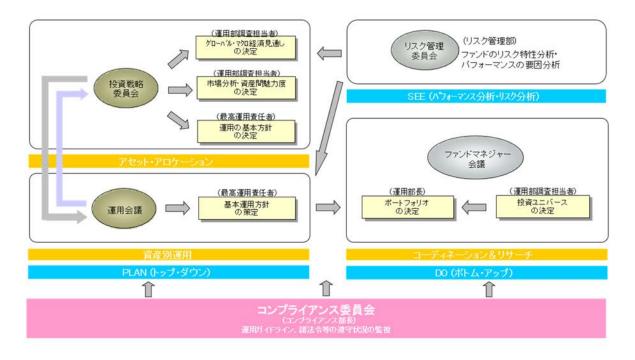
## 《リスク管理体制》

## ①運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているかを日々モニタリングしています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、 等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部 長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをも って構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告 及び監視等を行う。
ファンドマネジャー 会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調 査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する 資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成す る。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス 委員会	原則月1回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び 監視を行う。
プロダクト ガバナンス委員会	原則月1回	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部 長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 基本的商品戦略について、投資戦略委員会・運用会議・商品検 討委員会の内容、市況及び業界動向を鑑みた上で決定する。また、商品戦略に係る対外公表を担当する。 上記体制は、今後、変更となる場合がありま

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

## ②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

## ③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家(弁護士)を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

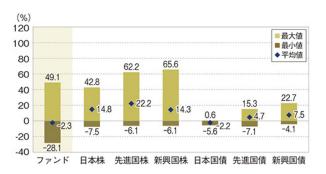
## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

#### 2020年7月~2025年6月

## 2020年7月~2025年6月





- \*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額 及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最 大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したも のです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- \*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
  - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

#### 〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株···Morningstar 日本株式指数

先進国株···Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数 日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

日 本 株: Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株: Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式 で構成されています。

新興国株: Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債: Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています

先進国債: Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府

系機関により発行された債券で構成されています。 新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により 発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉
本ファンドは、Morningstar、Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar、Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstar、Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar、Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。 Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動する Morningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。 Morningstarグループが表にされていてが表に判断、構成、第定しています。 Morningstarグループは、Morningstarグループは、本ファンドの軽準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額第出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。 Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティングマは赤管取引に関連していかなる義務も責任も負いません。 ング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstar グループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。 Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。 Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなるといる。 く、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの 損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

## 4 【手数料等及び税金】

#### (1) 【申込手数料】

購入価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、下記に記載の照会先でもご確認いただけます。 なお、申込手数料には、消費税等が課されます。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込み手数料はかかりません。 (注)申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等に係る対価のことをいいます。 委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9 時~午後5 時)

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

## (2) 【換金(解約)手数料】

換金 (解約) 手数料はありません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に対し0.3%)が差引かれます。 (注)信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

#### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、下記①の基本報酬と②の実績報酬を加算した額とします。

### ① 基本報酬

ファンドの日々の純資産総額に年1.485% (税抜:年1.35%) の率を乗じて得た額が、信託報酬として計算され、信託財産の費用として毎日計上されます。

信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率

<信託報酬の配分(税抜)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.80%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
販売会社	年0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類 の送付、口座内でのファンドの管理及び事 務手続き等の対価
受託会社	年0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実 行等の対価

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

※ 委託会社の報酬より、投資顧問(助言)会社への報酬が支払われます。

## ② 実績報酬

委託会社は、基本報酬に加えて、以下の規定に基づき計上された実績報酬(期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬を含みます。)を信託財産より受領します。 (ア)実績報酬は本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の1万口当たり基準価額と前営業日の1万口当たりの実績報酬の合計額(以下、「合計基準価額」といいます。)が前営業日におけるハイ・ウォーター・マークを上回った場合、合計基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に13.2%(税抜:12.0%)の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を1万で割ったものを乗じて得た額を計上します。また、実績報酬は日々洗い替えされます。ただし、毎計算期間末(信託終了のときを含みます。)においては、実績報酬は、当該日の決算前1万口当たり基準価額と当該日の決算前1万口当たりの実績報酬の合計額(以下、「決算前基準価額」といいます。)が当該日におけるハイ・ウォーター・マークを上回った場合、決算前基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に13.2%(税抜:12.0%)の率を乗じて得た額に、当該日における受益権総口数を1万で割ったものを乗じて得た額とします。

(イ)上記(ア)のハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間(本ファンドの設定日である2014年3月28日から2014年12月22日)の終了日までは1万円とします。ただし、毎計算期末において、当該日の1万口当たり基準価額(収益分配を行った計算期末においては、収益分配控除前の1万口当たり基準価額)がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークから1万口当たり収益分配額を除したものに変更されるものとします。

③ ①の基本報酬及び②の実績報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、当該報酬の委託会社及び販売会社間の配分は別に定めるものとします。

また、当該報酬に係る消費税等相当額が、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁されます。

実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出期間末基準価額
2024年12月24日~ 2025年6月23日	22,970円	19,040円
2025年6月24日~ 2025年12月23日	22,970円	-

## (4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。

- ① 有価証券売買時にかかる売買委託手数料
- ② 信託事務の処理に要する諸費用(⑥に規定する諸費用を除きます。)
- ③ 借入金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑥ その他諸費用
  - (i)受益権の管理事務に関連する費用
  - (ii) 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷及び提出にかかる費用
  - (iii) 目論見書の作成、印刷及び交付にかかる費用
  - (iv) 信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
  - (v) 運用報告書の作成、印刷及び交付にかかる費用
- (vi) ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷及び交付にかかる費用

#### (vii) 信託財産にかかる監査報酬

上記①~⑤の費用(それに付随する消費税等相当額を含みます。)については、ファンドからその都度 支払われます。また、上記⑥その他諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる 費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

なお、上記①~⑥の費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間 等に応じて異なりますので、表示することができません。また、運用状況等により変動するものであり、 事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ⑦ 委託会社は、上記⑥その他諸費用(それに付随する消費税等相当額を含みます。)の支払いを信託 財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に 信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することがで きます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらか じめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信 託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑧ 上記⑦その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑨ 上記⑦その他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等(それに付随する消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

#### (5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は2025年6月末日現在、以下の通りです。 なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

## ① 個人の受益者に対する課税

#### イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税(配当控除の適用が可能です。)もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

#### ロ. 解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、 復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

#### ・少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)については配当所得として課税され、15.315%(所得税15%及び復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

## <注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。 ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合が
  - ありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- ※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。
- ※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【SBI日本小型成長株選抜ファンド(愛称:センバツ)】

## (1)【投資状況】

(2025年6月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	765, 447, 200	100. 03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	△215, 795	△0. 03
合計(純資産総額)		765, 231, 405	100. 00

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## ①【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年6月30日現在)

国/地域	種類	銘 柄 名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	小型成長株・マザーファンド	365, 752, 676	2. 0754	759, 083, 104	2. 0928	765, 447, 200	100.03

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率

(2025年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100. 03
合 計	100. 03

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## ①【純資産の推移】

2025 年 6 月 30 日(直近日)現在、同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年	月日	純資産		1万口当たり純資産額 (円)		
·		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第3計算期間末	(2015年12月22日)	2, 413, 334, 079	2, 413, 334, 079	10, 886	10, 886	
第4計算期間末	(2016年6月22日)	3, 223, 103, 190	3, 223, 103, 190	11, 469	11, 469	
第5計算期間末	(2016年12月22日)	3, 100, 881, 505	3, 100, 881, 505	12, 572	12, 572	
第6計算期間末	(2017年6月22日)	4, 111, 327, 663	4, 111, 327, 663	15, 980	15, 980	
第7計算期間末	(2017年12月22日)	4, 082, 344, 518	4, 082, 344, 518	20, 450	20, 450	
第8計算期間末	(2018年6月22日)	4, 123, 356, 029	4, 123, 356, 029	22, 970	22, 970	
第9計算期間末	(2018年12月25日)	2, 383, 778, 923	2, 383, 778, 923	16, 542	16, 542	
第 10 計算期間末	(2019年6月24日)	2, 656, 329, 701	2, 656, 329, 701	21, 264	21, 264	
第 11 計算期間末	(2019年12月23日)	2, 419, 040, 383	2, 419, 040, 383	21, 726	21, 726	
第 12 計算期間末	(2020年6月22日)	1, 940, 233, 480	1, 940, 233, 480	20, 458	20, 458	
第 13 計算期間末	(2020年12月22日)	1, 691, 971, 354	1, 691, 971, 354	20, 626	20, 626	
第 14 計算期間末	(2021年6月22日)	1, 506, 294, 845	1, 506, 294, 845	22, 566	22, 566	
第 15 計算期間末	(2021年12月22日)	1, 189, 265, 930	1, 189, 265, 930	20, 390	20, 390	
第 16 計算期間末	(2022年6月22日)	883, 912, 652	883, 912, 652	16, 076	16, 076	
第 17 計算期間末	(2022年12月22日)	1, 088, 039, 945	1, 088, 039, 945	19, 243	19, 243	
第 18 計算期間末	(2023年6月22日)	1, 133, 792, 468	1, 133, 792, 468	21, 365	21, 365	
第 19 計算期間末	(2023年12月22日)	880, 285, 171	880, 285, 171	16, 952	16, 952	
第 20 計算期間末	(2024年6月24日)	743, 273, 466	743, 273, 466	16, 275	16, 275	
第 21 計算期間末	(2024年12月23日)	640, 551, 032	640, 551, 032	15, 625	15, 625	
第 22 計算期間末	(2025年6月23日)	762, 747, 034	762, 747, 034	19, 040	19,040	
	2024年 6月末日	759, 990, 323	_	16, 669	_	
	7月末日	730, 888, 937	_	16, 228	_	
	8月末日	758, 136, 148	_	16, 968	_	
	9月末日	741, 326, 914	_	16, 873	_	
	10 月末日	675, 860, 479	_	15, 868	_	
	11 月末日	674, 700, 459	_	16, 169	_	
	12 月末日	647, 961, 406	_	15, 865	_	
	2025 年 1 月末日	628, 804, 862	_	15, 600	_	
	2月末日	607, 619, 567		15, 230		
	3月末日	600, 376, 008		15, 318		
	4月末日	622, 566, 744	_	15, 877	_	
	5月末日	708, 783, 046		18, 160		
	6月末日	765, 231, 405	_	19, 194	_	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## ②【分配の推移】

期間	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第3計算期間	2015年6月23日~2015年12月22日	0
第4計算期間	2015年12月23日~2016年6月22日	0
第5計算期間	2016年6月23日~2016年12月22日	0
第6計算期間	2016年12月23日~2017年6月22日	0
第7計算期間	2017年6月23日~2017年12月22日	0
第8計算期間	2017年12月23日~2018年6月22日	0
第9計算期間	2018年6月23日~2018年12月25日	0
第 10 計算期間	2018年12月26日~2019年6月24日	0
第11計算期間	2019年6月25日~2019年12月23日	0
第 12 計算期間	2019年12月24日~2020年6月22日	0
第13計算期間	2020年6月23日~2020年12月22日	0
第 14 計算期間	2020年12月23日~2021年6月22日	0
第 15 計算期間	2021年6月23日~2021年12月22日	0
第 16 計算期間	2021年12月23日~2022年6月22日	0
第 17 計算期間	2022 年 6 月 23 日~2022 年 12 月 22 日	0
第 18 計算期間	2022年12月23日~2023年6月22日	0
第 19 計算期間	2023年6月23日~2023年12月22日	0
第 20 計算期間	2023年12月23日~2024年6月24日	0
第 21 計算期間	2024年6月25日~2024年12月23日	0
第 22 計算期間	2024年12月24日~2025年6月23日	0

## ③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第3計算期間	2015年6月23日~2015年12月22日	△12. 37
第4計算期間	2015年12月23日~2016年6月22日	5. 36
第5計算期間	2016年6月23日~2016年12月22日	9. 62
第6計算期間	2016年12月23日~2017年6月22日	27. 11
第7計算期間	2017年6月23日~2017年12月22日	27. 97
第8計算期間	2017年12月23日~2018年6月22日	12. 32
第9計算期間	2018年6月23日~2018年12月25日	△27. 98
第 10 計算期間	2018年12月26日~2019年6月24日	28. 55
第 11 計算期間	2019年6月25日~2019年12月23日	2. 17
第 12 計算期間	2019年12月24日~2020年6月22日	△5. 84
第 13 計算期間	2020年6月23日~2020年12月22日	0.82
第 14 計算期間	2020年12月23日~2021年6月22日	9. 41
第 15 計算期間	2021年6月23日~2021年12月22日	△9. 64
第 16 計算期間	2021年12月23日~2022年6月22日	△21. 16
第 17 計算期間	2022 年 6月 23日~2022年12月22日	19. 70
第 18 計算期間	2022年12月23日~2023年6月22日	11.03
第 19 計算期間	2023年6月23日~2023年12月22日	△20. 66

第 20 計算期間	2023年12月23日~2024年6月24日	△3. 99
第 21 計算期間	2024年6月25日~2024年12月23日	△3. 99
第 22 計算期間	2024年12月24日~2025年6月23日	21.86

<sup>(</sup>注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に 100 を乗じた数を記載しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (ロ)
第3計算期間	2015年6月23日~2015年12月22日	1, 012, 590, 354	732, 570, 003	2, 216, 946, 522
第4計算期間	2015年12月23日~2016年6月22日	1, 186, 111, 725	592, 804, 551	2, 810, 253, 696
第5計算期間	2016年6月23日~2016年12月22日	889, 184, 552	1, 232, 963, 348	2, 466, 474, 900
第6計算期間	2016年12月23日~2017年6月22日	1, 790, 211, 981	1, 683, 927, 031	2, 572, 759, 850
第7計算期間	2017年6月23日~2017年12月22日	1, 011, 415, 750	1, 587, 927, 899	1, 996, 247, 701
第8計算期間	2017年12月23日~2018年6月22日	1, 524, 051, 860	1, 725, 161, 413	1, 795, 138, 148
第9計算期間	2018年6月23日~2018年12月25日	150, 993, 376	505, 044, 707	1, 441, 086, 817
第 10 計算期間	2018年12月26日~2019年6月24日	171, 255, 354	363, 116, 597	1, 249, 225, 574
第 11 計算期間	2019年6月25日~2019年12月23日	76, 777, 458	212, 577, 800	1, 113, 425, 232
第 12 計算期間	2019年12月24日~2020年6月22日	89, 053, 051	254, 069, 723	948, 408, 560
第 13 計算期間	2020年6月23日~2020年12月22日	31, 677, 231	159, 787, 496	820, 298, 295
第 14 計算期間	2020年12月23日~2021年6月22日	22, 403, 158	175, 187, 531	667, 513, 922
第 15 計算期間	2021年6月23日~2021年12月22日	56, 379, 660	140, 635, 050	583, 258, 532
第 16 計算期間	2021年12月23日~2022年6月22日	64, 030, 811	97, 470, 614	549, 818, 729
第17計算期間	2022年6月23日~2022年12月22日	66, 077, 715	50, 472, 539	565, 423, 905
第 18 計算期間	2022年12月23日~2023年6月22日	37, 784, 679	72, 542, 933	530, 665, 651
第 19 計算期間	2023年6月23日~2023年12月22日	19, 047, 378	30, 423, 857	519, 289, 172
第 20 計算期間	2023年12月23日~2024年6月24日	15, 556, 249	78, 139, 793	456, 705, 628
第 21 計算期間	2024年6月25日~2024年12月23日	10, 631, 087	57, 383, 751	409, 952, 964
第 22 計算期間	2024年12月24日~2025年6月23日	28, 329, 527	37, 685, 490	400, 597, 001

<sup>(</sup>注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考)

小型成長株・マザーファンド

投資状況

(2025年6月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)	
株式	日本	4, 375, 180, 400	96. 94	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	137, 975, 108	3.06	
合計(純資産総額)		4, 513, 155, 508	100.00	

<sup>(</sup>注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資有価証券の主要銘柄

(2025年6月30日現在)

国/	種類	銘 柄 名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	守谷輸送機工業	機械	44, 500	2, 713. 76	120, 762, 320	3, 865. 00	171, 992, 500	-
日本	株式	ビーイングホールディングス	陸運業	52, 000	2, 446. 00	127, 192, 000	3, 305. 00	171, 860, 000	3.81
日本	株式	ワンキャリア	情報・通 信業	73, 300	1, 596. 24	117, 004, 392	2, 275. 00	166, 757, 500	3. 69
日本	株式	INTLOOP	サービス 業	25, 500	6, 416. 72	163, 626, 610	6, 420. 00	163, 710, 000	3. 63
日本	株式	ライズ・コンサルティング・ グループ	サービス 業	145, 000	647. 33	93, 862, 850	1, 114. 00	161, 530, 000	3. 58
日本	株式	グローバルセキュリティエキ スパート	情報・通 信業	49, 400	2, 388. 26	117, 980, 044	3, 225. 00	159, 315, 000	3. 53
日本	株式	網屋	情報・通 信業	48, 000	1, 764. 19	84, 681, 440	3, 180. 00	152, 640, 000	3. 38
日本	株式	ボードルア	情報・通 信業	48, 000	2, 387. 50	114, 600, 000	3, 165. 00	151, 920, 000	3. 37
日本	株式	スマートドライブ	情報・通 信業	381,000	311. 56	118, 707, 561	396. 00	150, 876, 000	3. 34
日本	株式	eWeLL	情報・通 信業	60,000	2, 029. 78	121, 787, 244	2, 504. 00	150, 240, 000	3. 33
日本	株式	湖北工業	電気機器	57, 000	2, 816. 43	160, 536, 984	2, 589. 00	147, 573, 000	3. 27
日本	株式	Finatextホールディングス	情報・通 信業	118, 000	952. 92	112, 444, 560	1, 164. 00	137, 352, 000	3.04
日本	株式	dely	サービス 業	77, 000	1, 066. 46	82, 117, 903	1, 742. 00	134, 134, 000	2.97
日本	株式	オカムラ食品工業	食料品	105, 000	700.83	73, 587, 500	1, 228. 00	128, 940, 000	2.86
日本	株式	アイドマ・ホールディングス	サービス 業	64, 000	2, 021. 37	129, 368, 088	2, 006. 00	128, 384, 000	2.84
日本	株式	FCE	サービス 業	170, 000	531. 01	90, 272, 207	750. 00	127, 500, 000	2.83
日本	株式	ソシオネクスト	電気機器	44, 500	2, 518. 25	112, 062, 450	2, 776. 00	123, 532, 000	2.74
日本	株式	KOKUSAI ELECT RIC	電気機器	32, 500	2, 353. 06	76, 474, 587	3, 467. 00	112, 677, 500	2.50
日本	株式	オキサイド	電気機器	52, 000	1, 371. 73	71, 330, 439	2, 149. 00	111, 748, 000	2. 48
日本	株式	トライアルホールディングス	小売業	47, 100	2, 595. 60	122, 252, 871	2, 311. 00	108, 848, 100	2.41
日本	株式	VRAIN Solution	情報・通 信業	38, 500	2, 058. 67	79, 258, 913	2, 801. 00	107, 838, 500	2. 39
日本	株式	MIC	サービス 業	47, 000	1, 342. 31	63, 088, 834	2, 284. 00	107, 348, 000	2. 38
日本	株式	フルハシEPO	サービス 業	89, 000	829. 45	73, 821, 312	1, 112. 00	98, 968, 000	2. 19
日本	株式	QPS研究所	情報・通 信業	42, 100	1, 077. 00	45, 341, 700	2, 224. 00	93, 630, 400	2.07
日本	株式	ダイブ	サービス 業	89, 000	927. 32	82, 531, 665	969.00	86, 241, 000	1.91
日本	株式	ユカリア	サービス 業	86, 500	1, 031. 86	89, 256, 091	972.00	84, 078, 000	1.86
日本	株式	セキュア	情報・通 信業	50, 000	1, 783. 86	89, 193, 112	1, 622. 00	81, 100, 000	1.80
日本	株式	令和アカウンティング・ホー ルディングス	サービス 業	105, 000	534. 98	56, 173, 348	771.00	80, 955, 000	1. 79
日本	株式	AV i C	サービス 業	33, 000	1, 688. 37	55, 716, 280	2, 255. 00	74, 415, 000	1. 65

Ī	日本	株式	グリッド	情報・通	29, 000	2, 447. 17	70, 968, 063	2, 543. 00	73, 747, 000	1.63
				信業						

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別,業種別構成比率

(2025年6月30日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	食料品	2. 86
	金属製品	1.40
	機械	4. 10
	電気機器	11.77
	輸送用機器	1. 61
	陸運業	3. 81
	情報・通信業	35. 97
	小売業	2.74
	不動産業	0. 94
	サービス業	31. 76
合 計		96. 94

<sup>(</sup>注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移

(基準日:2025年6月30日)



## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第18期(2023年6月22日)	0円
第19期(2023年12月22日)	0円
第20期(2024年6月24日)	0円
第21期(2024年12月23日)	0円
第22期(2025年6月23日)	0円
設定来累計	0円

## 組入銘柄

投資対象ファンドの名称	比率
小型成長株・マザーファンド	100%

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価 比率です。

## (2015年6月30日~2025年6月30日) (億円) 100 30,000 基準価額(左軸)。 税引前分配金再投資基準価額(左軸) 純資産総額(右軸) 80 25,000 60 20,000 40 15,000 10,000 20 5,000 0

※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

2021年

6月末

2023年

6月末

2025年

6月末

2019年

6月末

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

## 主要な資産の状況(マザーファンド)

6月末

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

## 《組入上位10銘柄》

2015年

6月30日

銘柄名		業種	組入比率
1	守谷輸送機工業	機械	3.8%
2	ビーイングホールディングス	陸運業	3.8%
3	ワンキャリア	情報·通信業	3.7%
4	INTLOOP	サービス業	3.6%
5	ライズ・コンサルティング・グループ	サービス業	3.6%
6	グローバルセキュリティエキスパート	情報·通信業	3.5%
7	網屋	情報·通信業	3.4%
8	ボードルア	情報·通信業	3.4%
9	スマートドライブ	情報·通信業	3.3%
10	eWeLL	情報·通信業	3.3%

## 《構成比率》

マザーファンド	純資産比
国内株式	96.9%
現金等	3.1%
合計	100.0%

## 《業種別構成比率》



※比率(%)は、マザーファンド純資産総額に対する比率を示して います。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100% にならない場合があります。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。 (%) 100 75 66.0% 50 24.6% 21.0% 25 15.7% 0 -0.8% -6.2% -6.8% -7.3% -11.4% -25 -17.0% -50 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年 2024年 2025年

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。※2025年は年初から6月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2024年12月24日~2025年6月23日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.76%	1.48%	0.28%

<sup>※</sup>対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

<sup>※</sup>各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

<sup>※</sup>これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

<sup>※</sup>詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

(i)お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。 受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

下記の照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

#### (ii)お申込単位

- ・ 分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります。 (販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)
- ・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。 (当初1口=1円)
- ① 分配金受取コース
- ② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(i) に記載の照会先においてもご確認いただけます。

#### (iii)購入価額

取得申込受付日に算出される基準価額とします。

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

## (iv)お申込手数料

購入価額に、3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(i)の照会先においてもご確認いただけます。

\*申込手数料には、消費税等が課されます。

※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合には、お申込み手数料はかかりません。

- (注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等に係る対価のことをいいます。
- ◆本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替 機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備え る振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引 法第2条8項第3項口に規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあり ます。以下同じ)等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の 指定する指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取 得申込みを取消すことができます。

#### 2【換金(解約)手続等】

一部解約

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。 受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

下記の照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

#### b. 換金単位

最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。 なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

c. 換金価額

換金請求受付日に算出される基準価額から信託財産留保額(基準価額に対し0.3%)を控除した価額となります。

基準価額については、前記 b. の照会先においてもご確認いただけます。

(注) 信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目以降にお支払いたします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った 当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤 回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価 額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

◆本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

#### (ii) 主な投資対象資産の評価方法

マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

#### (iii) 基準価額の算出頻度・照会方法

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(1万口当たり)は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額(1万口当たり)が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

#### 委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

#### (2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2014年3月28日から開始し、原則として無期限です。 ただし、後記「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

#### (4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎年6月23日から12月22日まで、12月23日から翌年6月22日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5) 【その他】

#### (i)信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき、及びエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社との間で締結している投資顧問契約(助言契約)が解約されたとき、基準価額が運用の基本方針に定める一定水準以上となり安定運用に切り替えた場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、

書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前記②の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、前記②の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事業が生じている場合であって、前記②から④までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。
- (ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「(iii)約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託 会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (iii) 約款変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投 資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」を いいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようと する旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法 によって変更することができないものとします。
- ② 委託会社は、前記①の事項(前記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記①の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって 行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の 意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって

も、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された 場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (iv) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または信託約款に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### (v) 関係法人との契約の更改

募集 • 販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごと に自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### (vi) 運用報告書

委託会社は、毎計算期末(毎年6月22日と12月22日。ただし、当該日が休日の場合は翌営業日。) 及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用 報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

## (i)収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する 権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10 年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、 委託会社に帰属します。

(注)本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (ii)換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

#### (iii)帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

#### SBI日本小型成長株選抜ファンド

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 22 期計算期間 (2024 年 12 月 24 日から 2025 年 6 月 23 日まで) の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年9月2日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているSBI日本小型成長株選抜ファンドの2024年12月24日から2025年6月23日までの計算期間の 財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SB I 日本小型成長株選抜ファンドの2025年6月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、 財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手 続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 1【財務諸表】

# 【SBI日本小型成長株選抜ファンド】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(単位:円)
	第 21 期 2024 年 12 月 23 日現在	第 22 期 2025 年 6 月 23 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19, 793	21, 476
親投資信託受益証券	646, 609, 305	768, 314, 495
未収入金	2, 330, 000	800, 000
流動資産合計	648, 959, 098	769, 135, 971
資産合計	648, 959, 098	769, 135, 971
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2, 313, 507	786, 090
未払受託者報酬	193, 317	175, 050
未払委託者報酬	5, 026, 126	4, 551, 141
その他未払費用	875, 116	876, 656
流動負債合計	8, 408, 066	6, 388, 937
負債合計	8, 408, 066	6, 388, 937
純資産の部		
元本等		
元本	409, 952, 964	400, 597, 001
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	230, 598, 068	362, 150, 033
(分配準備積立金)	80, 118, 780	76, 773, 639
元本等合計	640, 551, 032	762, 747, 034
純資産合計	640, 551, 032	762, 747, 034
負債純資産合計	648, 959, 098	769, 135, 971

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(半位・口)
	第 21 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	第 22 期 自 2024 年 12 月 24 日 至 2025 年 6 月 23 日
営業収益		
有価証券売買等損益	$\triangle 21,060,404$	139, 085, 190
営業収益合計	△21, 060, 404	139, 085, 190
営業費用		
受託者報酬	193, 317	175, 050
委託者報酬	5, 026, 126	4, 551, 141
その他費用	875, 116	876, 656
営業費用合計	6, 094, 559	5, 602, 847
営業利益又は営業損失 (△)	$\triangle 27, 154, 963$	133, 482, 343
経常利益又は経常損失 (△)	$\triangle 27, 154, 963$	133, 482, 343
当期純利益又は当期純損失(△)	$\triangle 27, 154, 963$	133, 482, 343
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△630, 264	3, 095, 357
期首剰余金又は期首欠損金(△)	286, 567, 838	230, 598, 068
剰余金増加額又は欠損金減少額	6, 295, 292	22, 307, 288
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	6, 295, 292	22, 307, 288
剰余金減少額又は欠損金増加額	35, 740, 363	21, 142, 309
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	35, 740, 363	21, 142, 309
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	-	-
分配金	=	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	230, 598, 068	362, 150, 033

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準 有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基礎とファンドの計算期間

なる事項

当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月23日から12月22日まで及び 12月23日から翌年6月22日までとしておりますが、前計算期間末日及び当計算 期間末日が休業日のため、当計算期間は 2024 年 12 月 24 日から 2025 年 6 月 23 日

までとなっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

	項目	第 21 期 2024 年 12 月 23 日現在	第 22 期 2025 年 6 月 23 日現在
1.	当該計算期間の末日における受益権の総数	409, 952, 964 □	400, 597, 001 □
2.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	_	-
3.	1口当たり純資産額	1. 5625 円	1. 9040 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(15,625 円)	(19,040円)

10,000 口当たり分配金額

収益分配金金額

Н

 $I=F \times$ 

H/10,000

(損	益及び剰余金計算書に関	引する注記	)				
第 21 期			第 22	2 期			
	自 2024 年	6 月 25 日			自 2024 年	12月24日	
	至 2024年	12月23日			至 2025年	6 月 23 日	
1.	分配金の計算過程			1.	分配金の計算過程		
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益 額	A	-円		費用控除後の配当等収益 額	A	3, 767, 433 円
	費用控除後・繰越欠損金 補填後の有価証券売買等 損益額	В	-円		費用控除後・繰越欠損金 補填後の有価証券売買等 損益額	В	-円
	収益調整金額	С	289, 583, 319 円		収益調整金額	С	288, 401, 881 円
	分配準備積立金額	D	80, 118, 780 円		分配準備積立金額	D	73, 006, 206 円
	当ファンドの分配対象収 益額	E=A+B+C+D	369, 702, 099 円		当ファンドの分配対象収 益額	E=A+B+C+D	365, 175, 520 円
	当ファンドの期末残存口 数	F	409, 952, 964 □		当ファンドの期末残存口 数	F	400, 597, 001 □
	10,000 口当たり収益分配 対象額	G=E/F× 10,000	9,018円		10,000 口当たり収益分配 対象額	G=E/F× 10,000	9, 115 円

-円

-円

10,000 口当たり分配金額 Н  $I=F \times$ 収益分配金金額 H/10,000

-円

-円

# (金融商品に関する注記)

## I金融商品の状況に関する事項

	第 21 期	第 22 期
項目	自 2024 年 6 月 25 日	自 2024 年 12 月 24 日
·	至 2024 年 12 月 23 日	至 2025 年 6 月 23 日
	1 11	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関	同左
	する法律第2条第4項に定める証券投資信	
	託であり、信託約款に規定する運用の基本	
	方針に従い、有価証券等の金融商品に対し	
	て投資として運用することを目的としてお	
	ります。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係	当ファンドが保有する金融商品の種類は、	当ファンドが保有する金融商品の種
るリスク	有価証券、コール・ローン等の金銭債権及	
		の金銭債権及び金銭債務でありま
	これらは、価格変動リスク、流動性リス	
	ク、信用リスク、為替変動リスク、カント	1
		リスク、信用リスク等にさらされて
		おります。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理	印左
	部長、商品企画部長、マーケティング部	
	長、運用部長及び運用部マネジャーをもっ	
	て構成するリスク管理委員会にて、ファン	
	ドのリスク特性分析、パフォーマンスの要	
	因分析の報告及び監視を行い、運用者の意	
	思決定方向を調整・相互確認しておりま	
	す。	
	①市場リスクの管理	①市場リスクの管理
	市場リスクに関しては、資産配分等の状況	同左
	を常時、分析・把握し、投資方針に沿って	
	いるか等の管理を行っております。	
	②信用リスクの管理	②信用リスクの管理
	信用リスクに関しては、発行体や取引先の	同左
	財務状況等に関する情報収集・分析を常	
	時、継続し、格付等の信用度に応じた組入	
	制限等の管理を行っております。	
		③流動性リスクの管理
	流動性リスクに関しては、必要に応じて市	
	場流動性の状況を把握し、取引量や組入比	1. 3/
	率等の管理を行っております。	
	十寸が日生で1177 くわりより。	

## Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

-11	平野山田へい 回子(C区) 3 子文		
	項目	第 21 期 2024 年 12 月 23 日現在	第 22 期 2025 年 6 月 23 日現在
1	. 貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計 上額と時価との差額はありません。	同左
2	.時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注 記)に記載しております。	①親投資信託受益証券 同左
		②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	②上記以外の金融商品 同左
3	ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前 提条件等を採用しているため、異なる前提 条件等によった場合、当該価額が異なるこ ともあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第 21 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	第 22 期 自 2024 年 12 月 24 日 至 2025 年 6 月 23 日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△18, 697, 414	137, 455, 512
合計	△18, 697, 414	137, 455, 512

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本の移動

70-F2-19-39		
項目	第 21 期 自 2024 年 6 月 25 日 至 2024 年 12 月 23 日	第 22 期 自 2024 年 12 月 24 日 至 2025 年 6 月 23 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	456, 705, 628 円	409, 952, 964 円
期中追加設定元本額	10,631,087円	28, 329, 527 円
期中一部解約元本額	57, 383, 751 円	37, 685, 490 円

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	小型成長株・マザーファンド	370, 200, 682	768, 314, 495	
合計		370, 200, 682	768, 314, 495	

<sup>(</sup>注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

#### <参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド(SBI日本小型成長株選抜ファンド)は、「小型成長株・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年6月23日現在(以下「計算日」という。)の状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

小型成長株・マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

	2025 年 6 月 23 日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	174, 018, 960
株式	4, 379, 528, 100
未収入金	16, 960, 424
未収配当金	4, 921, 020
未収利息	1, 668
流動資産合計	4, 575, 430, 172
資産合計	4, 575, 430, 172
負債の部	
流動負債	
未払金	23, 915, 629
未払解約金	11, 080, 000
流動負債合計	34, 995, 629
負債合計	34, 995, 629
純資産の部	
元本等	
元本	2, 187, 745, 234
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	2, 352, 689, 309
元本等合計	4, 540, 434, 543
純資産合計	4, 540, 434, 543
負債純資産合計	4, 575, 430, 172

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっ
	ては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当
	該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額
	との差額については入金時に計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	項目	2025 年 6 月 23 日現在
1.	計算日における受益権の総数	2, 187, 745, 234 □
2.	元本の欠損	
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	_
3.	1口当たり純資産額	2. 0754 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(20,754円)

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

1 金融間面の状況に関する事項	
項目	自 2024年12月24日 至 2025年6月23日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

## Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目		2025 年 6 月 23 日現在	
1.		貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対 照表計上額と時価との差額はありません。	
2.	時価の算定方法	①株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
3.		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

TEL NOT	2025 年 6 月 23 日現在		
種類	当期間の損益に含まれた評価差額(円)		
株式		794, 785, 336	
合計		794, 785, 336	

<sup>(</sup>注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

## 元本の移動

201 - 1239	
項目	自 2024年12月24日 至 2025年6月23日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	2, 291, 857, 564 円
期中追加設定元本額	59, 066, 198 円
期中一部解約元本額	163, 178, 528 円
期末元本額	2, 187, 745, 234 円
元本の内訳※	
SBI小型成長株ファンド ジェイクール	1,812,540,022 円
SBI小型成長株ファンド ジェイクール (適格機関投資家専用)	5,004,530円
SBI日本小型成長株選抜ファンド	370, 200, 682 円

<sup>(</sup>注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

# (1)株式

(単位:円)

		評価額		
銘 柄	株式数	単価	金額	備考
オカムラ食品工業	36, 500	3, 980. 00	145, 270, 000	
技術承継機構	12, 200	5, 480. 00	66, 856, 000	
守谷輸送機工業	45,000	3, 850. 00	173, 250, 000	
ジェイ・イー・ティ	9,000	766. 00	6, 894, 000	
オキサイド	52,000	2, 307. 00	119, 964, 000	
湖北工業	57,000	2, 549. 00	145, 293, 000	
KOKUSAI ELECTRIC	30, 200	3, 220. 00	97, 244, 000	
ソシオネクスト	44, 500	2, 778. 00	123, 621, 000	
シキノハイテック	53, 400	934. 00	49, 875, 600	
AeroEdge	24, 000	3, 110. 00	74, 640, 000	
ビーイングホールディングス	52, 900	3, 160. 00	167, 164, 000	
VRAIN Solution	38, 500	2, 741. 00	105, 528, 500	
ソラコム	52,000	812. 00	42, 224, 000	
ROXX	41,000	1, 080. 00	44, 280, 000	
Talent X	5,000	1, 222. 00	6, 110, 000	
ファブリカホールディングス	6,000	1, 938. 00	11, 628, 000	
網屋	24, 000	5, 930. 00	142, 320, 000	
セキュア	50,000	1, 595. 00	79, 750, 000	
ワンキャリア	73, 300	2, 229. 00	163, 385, 700	
ボードルア	48,000	3, 180. 00	152, 640, 000	
グローバルセキュリティエキスパート	49, 400	3, 130. 00	154, 622, 000	
Finatextホールディングス	118, 000	1, 155. 00	136, 290, 000	
AnyMind Group	100, 900	528. 00	53, 275, 200	
eWeLL	60,000	2, 527. 00	151, 620, 000	
スマートドライブ	63, 500	2, 438. 00	154, 813, 000	
Ridge-i	18, 500	2, 827. 00	52, 299, 500	
グリッド	29, 000	2, 591. 00	75, 139, 000	
QPS研究所	42, 100	2, 264. 00	95, 314, 400	
トライアルホールディングス	47, 100	2, 198. 00	103, 525, 800	
ガーデン	3, 000	2, 503. 00	7, 509, 000	

HYUGA PRIMARY CARE	20, 200	1, 471. 00	29, 714, 200	
ククレブ・アドバイザーズ	8, 100	7, 080. 00	57, 348, 000	
ダイブ	89,000	909. 00	80, 901, 000	
マテリアルグループ	7,000	782. 00	5, 474, 000	
アズパートナーズ	17, 700	2, 621. 00	46, 391, 700	
アストロスケールホールディングス	29,000	701. 00	20, 329, 000	
グロービング	13,000	2, 197. 00	28, 561, 000	
ユカリア	86, 500	977. 00	84, 510, 500	
リスキル	16, 000	3, 305. 00	52, 880, 000	
令和アカウンティング・ホールディングス	105, 000	747. 00	78, 435, 000	
d e l y	77, 000	1, 745. 00	134, 365, 000	
MIC	47,000	2, 435. 00	114, 445, 000	
ウェルネス・コミュニケーションズ	4, 500	3, 660. 00	16, 470, 000	
エータイ	1, 100	1, 510. 00	1, 661, 000	
アイドマ・ホールディングス	64, 000	1, 925. 00	123, 200, 000	
ライズ・コンサルティング・グループ	145, 000	1, 132. 00	164, 140, 000	
フルハシEPO	89,000	1, 096. 00	97, 544, 000	
AV i C	33,000	2, 196. 00	72, 468, 000	-
INTLOOP	25, 500	5, 890. 00	150, 195, 000	
FCE	170, 000	695.00	118, 150, 000	
合 計	2, 333, 600		4, 379, 528, 100	

## (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## 第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

# 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

		2025年6月30日現在
I	資産総額	771, 524, 668円
$\Pi$	負債総額	6, 293, 263円
$\coprod$	純資産総額 (I-Ⅱ)	765, 231, 405円
IV	発行済口数	398, 680, 501 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1. 9194円
	1万口当たり純資産額	19, 194円

## 参考情報

<小型成長株・マザーファンド> 純資産額計算書

		2025年6月30日現在
I	資産総額	4, 555, 924, 848円
$\Pi$	負債総額	42, 769, 340円
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	純資産総額 (I-Ⅱ)	4, 513, 155, 508円
IV	発行済口数	2, 156, 486, 171 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	2.0928円
	1万口当たり純資産額	20,928円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料 該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

#### (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、 民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

## 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

- ① 資本金の額(2025年6月末日現在)
  - (i)資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii)発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

(iii)発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(iv)最近5年間における主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、

同日に同額を減資しました。

#### ② 委託会社の機構

(i)会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

#### (ii)投資運用の意思決定機構

ア)市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資 戦略の協議・策定を行います。

イ)投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ)投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・ 見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理業)及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2025年6月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

## (2025年6月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	260	4, 712, 593
単位型株式投資信託	534	1, 479, 073
単位型公社債投資信託	68	132, 730
合計	862	6, 324, 396

## 3 【委託会社等の経理状況】

## (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

夫

SBIアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 田 嶌 照 業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 郷 右 近 隆 也

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる 作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>※1.</sup> 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

<sup>2.</sup> XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (2024年3月31日) (2025年3月31日) 資産の部 流動資産 現金・預金 1, 318, 220 2, 719, 549 関係会社短期貸付金 **%**2 4, 500, 000 **\***2 4, 700, 000 前払費用 75, 720 51,729 未収委託者報酬 1, 476, 224 1,604,874 **\***2 20, 429 未収運用受託報酬 **\***2 12, 096 その他 43, 335 23, 470 流動資産合計 7, 433, 929 9, 111, 721 固定資産 有形固定資産 建物 **%**1 26, 047 **%**1 31, 251 器具備品 **%**1 3, 930 **%**1 **6,** 311 有形固定資産合計 29,977 37, 563 無形固定資産 商標権 1,860 1,798 ソフトウエア 194,084 148, 358 その他 67 67 無形固定資産合計 196,011 150, 224 投資その他の資産 投資有価証券 746, 394 562, 202 関係会社株式 22,031 22,031 繰延税金資産 47,988 101, 208 その他 41,782 41,638 投資その他の資産合計 858, 197 727, 081 固定資産合計 1,084,186 914, 868 繰延資産 株式交付費 1,632 247繰延資産合計 1,632 247 資産合計 8, 519, 748 10,026,837

		(単位:下門)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	56, 020	3, 144
未払金	1, 348, 795	1, 538, 445
未払手数料	788, 350	871, 779
その他未払金	560, 444	666, 666
未払法人税等	162, 014	372, 480
未払消費税等		121, 693
流動負債合計	1, 566, 829	2, 035, 762
負債合計	1, 566, 829	2, 035, 762
純資産の部		
株主資本		
資本金	400, 200	400, 200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3, 847, 137	3, 847, 137
資本剰余金合計	3, 847, 137	3, 847, 137
利益剰余金		
利益準備金	100, 050	100, 050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2, 586, 857	3, 700, 640
利益剰余金合計	2, 686, 907	3, 800, 690
自己株式	△63	△63
株主資本合計	6, 934, 181	8, 047, 964
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18, 737	△56, 889
評価・換算差額等合計	18, 737	△56, 889
純資産合計	6, 952, 919	7, 991, 074
負債純資産合計	8, 519, 748	10, 026, 837
2 1 1 2 1 2 2 1 2 1 P I		10, 020, 001

## (2) 【損益計算書】

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (自 2023年4月1日 (自 2024年4月1日 至 2024年3月31日) 至 2025年3月31日) 営業収益 委託者報酬 6,530,321 7, 712, 343 運用受託報酬 112, 247 87,707 投資助言報酬 40 30 その他営業収益 17,987 52,942 **%**1 7, 853, 023 **%**1 6, 660, 596 営業収益計 営業費用 3, 002, 489 支払手数料 3, 707, 166 広告宣伝費 1,071 818 調查費 279,089 309, 226 委託計算費 657, 400 810, 126 営業雑経費 72, 111 51, 292 通信費 1,965 579 印刷費 57,926 35, 297 協会費 12,004 15, 228 諸会費 215 186 営業費用計 4, 878, 629 4,012,163 一般管理費 給料 530,816 542,033 役員報酬 73,064 85,012 給料·手当 418, 939 414, 103 當与 38,813 42,918 福利厚生費 85, 313 87,575 交際費 62 1,637 寄付金 旅費交通費 2,623 2,960 租税公課 40,582 73, 543 不動産賃借料 40,413 36,892 退職給付費用 31, 515 20,685 固定資產減価償却費 42,089 51, 298 業務委託費 56,992 48, 931 消耗品費 3,711 3, 495 \*2 624, 648 諸経費 **\***2 637, 135 一般管理費計 1, 472, 831 1, 492, 128 営業利益 1, 175, 602 1, 482, 265 営業外収益 受取利息 **\***2 53, 147 **\***2 75, 764 受取配当金 1,250 投資有価証券売却益 131, 942 49, 100 為替差益 1,324 雑収入 1,375 2, 282 営業外収益計 187, 715 128, 471 営業外費用 為替差損 1,040 株式交付費償却 1,764 1,384 営業外費用計 2,805 1,384

		(七位・111)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
経常利益	1, 360, 512	1, 609, 351
特別損失		
投資有価証券評価損	_	522
特別損失合計	_	522
税引前当期純利益	1, 360, 512	1, 608, 829
法人税、住民税及び事業税	326, 163	513, 811
法人税等調整額	94, 943	△18, 764
法人税等合計	421, 107	495, 046
当期純利益	939, 405	1, 113, 782

# (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本						
	資本剰		資本剰余金 利益剰余金					
	資本金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	400, 200	3, 352, 137	3, 352, 137	100, 050	853, 521	953, 571	△63	4, 705, 845
当期変動額								
合併による増加		495, 000	495, 000		793, 930	793, 930		1, 288, 930
当期純利益					939, 405	939, 405		939, 405
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	495, 000	495, 000		1, 733, 335	1, 733, 335		2, 228, 335
当期末残高	400, 200	3, 847, 137	3, 847, 137	100, 050	2, 586, 857	2, 686, 907	△63	6, 934, 181

	評価・換算		
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計
	評価差額金	合計	
当期首残高	39, 299	39, 299	4, 745, 145
当期変動額			
合併による増加			1, 288, 930
当期純利益			939, 405
株主資本以外の項目の	A 00 FC0	A 90 FC9	A 90 FC9
当期変動額 (純額)	△20, 562	$\triangle 20,562$	$\triangle 20,562$
当期変動額合計	△20, 562	△20, 562	2, 207, 773
当期末残高	18, 737	18, 737	6, 952, 919

(単位:千円)

		株主資本						
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益	利益剰余金合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	400, 200	3, 847, 137	3, 847, 137	100, 050	剰余金 2,586,857	2, 686, 907	△63	6, 934, 181
当期変動額	100, 200	0,011,101	0,011,101	100,000	2, 550, 561	2, 330, 301	200	0,001,101
当期純利益					1, 113, 782	1, 113, 782		1, 113, 782
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_		1, 113, 782	1, 113, 782	_	1, 113, 782
当期末残高	400, 200	3, 847, 137	3, 847, 137	100, 050	3, 700, 640	3, 800, 690	△63	8, 047, 964

	評価・換算		
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計
	評価差額金	合計	
当期首残高	18, 737	18, 737	6, 952, 919
当期変動額			
当期純利益			1, 113, 782
株主資本以外の項目の	∧ 7F €97	A 7E 697	△75, 627
当期変動額 (純額)	$\triangle 75,627$	$\triangle 75,627$	△15,621
当期変動額合計	△75, 627	△75, 627	1, 038, 155
当期末残高	△56,889	△56, 889	7, 991, 074

#### 【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定)を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備 品が3-15年であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通 常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用 指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履 行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬 として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出さ れた額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。

運用受託報酬 運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用 を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義 務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象 資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期 間にわたり収益として認識されます。

投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客と投資助言(顧問)契約を締結し、当該顧客の資産 運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とと もにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言(顧問)契約ご とに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された 額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

#### (会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに 定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

## (貸借対照表関係)

	前事業年度 (2024年3月31日)			当事業年度 (2025年3月31日)		
<b>※</b> 1	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。         建物       12,573千円         器具備品       6,916千円         合計       19,490千円		<b>※</b> 1	<ul> <li>有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりあります。</li> <li>建物 15,880千</li> <li>器具備品 8,036千</li> <li>合計 23,916千</li> </ul>		
<b>※</b> 2	関係会社との取引に基づいて発 のとおりであります。 関係会社短期貸付金 その他流動資産 合計	生した債権は以下 4,500,000千円 954千円 4,500,954千円	<b>※</b> 2	関係会社との取引に基づいのとおりであります。 関係会社短期貸付金 その他流動資産 合計	4,700,000千円 772千円 4,700,772千円	

## (損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものはありません。

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
経営管理報酬	607,052千円	経営管理報酬	597, 599千円
関係会社からの受取利息	48,341千円	関係会社からの受取利息	67,395千円

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1, 099, 411	308, 937	_	1, 408, 348

(注) 2023年4月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、308,937株増加しております。

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	_	_	18

- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1, 408, 348		_	1, 408, 348

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	_		18

- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
  - ① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理 営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。
  - ② 市場リスク (価格、為替や金利等の変動リスク) の管理 投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を 採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・ 預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で 決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	746, 394	746, 394	_
資産計	746, 394	746, 394	_

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度
	貸借対照表計上額
	(千円)
関係会社株式	
子会社株式	22, 031

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	562, 202	562, 202	_
資産計	562, 202	562, 202	_

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度
	貸借対照表計上額
	(千円)
関係会社株式	
子会社株式	22, 031

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1 /5 N /b	1年超	5年超	10年超
	1年以内	5年以内	10年以内	
現金・預金	1, 318, 220		_	
関係会社短期貸付金	4, 500, 000		_	_
未収委託者報酬	1, 476, 224	_	_	
未収運用受託報酬	20, 429		_	_
合計	7, 314, 874	_	_	_

(単位:千円)

	1 年 17 由	1年超	5年超	10年超
	1年以内	5年以内	10年以内	
現金・預金	2, 719, 549	_	_	
関係会社短期貸付金	4, 700, 000	_	_	
未収委託者報酬	1, 604, 874	_	_	_
未収運用受託報酬	12, 096	_	_	
合計	9, 036, 520	_	_	

# 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形

成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格に

より算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット

以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時 価を分類しております。

## 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

区分	時価 (千円)			
<b>○</b> ガ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託		746, 394		746, 394
資産計	_	746, 394	_	746, 394

# 当事業年度(2025年3月31日)

□ /\	時価(千円)			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託	_	562, 202	_	562, 202
資産計	_	562, 202	_	562, 202

# (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度(2024年3月31日)

## 投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

# 当事業年度(2025年3月31日)

#### 投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

# (有価証券関係)

# 1. 子会社株式

# 前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22, 031

# 当事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22, 031

# 2. その他有価証券

# 前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(1)株式	_	_	_
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券	_	_	_
を超えるもの	(3)その他	127, 373	78, 187	49, 186
	小計	127, 373	78, 187	49, 186
	(1)株式	_	_	_
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券	_	_	_
を超えないもの	(3)その他	619, 020	641, 200	$\triangle 22, 179$
	小計	619, 020	641, 200	△22, 179
合計		746, 394	719, 387	27, 007

<sup>(</sup>注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

# 当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(1)株式	_	_	_
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券	_	_	_
を超えるもの	(3) その他	2, 944	2,077	867
	小計	2, 944	2, 077	867
	(1)株式	_	_	_
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券	_	_	_
を超えないもの	(3) その他	559, 258	643, 200	△83, 941
	小計	559, 258	643, 200	△83, 941
合計	<u>-</u>	562, 202	645, 277	△83, 074

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

#### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	_	_	_
(2)債券	_	_	_
(3)その他	682, 102	131, 942	_
合計	682, 102	131, 942	_

## 当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	_		_
(2)債券	_	_	_
(3)その他	125, 687	49, 100	_
合計	125, 687	49, 100	_

#### 4. 減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券(その他有価証券の投資信託)について522千円の減損処理を 行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落し た場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認 められた額について減損処理を行っております。

## (退職給付関係)

# 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。当該金額は、前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)23,640千円、当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)12,280千円であります。

## 2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 7,875千円、当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)8,404千円であります。

# (税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳繰延税金資産電話加入権 714千円投資有価証券評価損 12,489未払事業税 6,662その他未払税金 6,300未払金 29,896その他 195繰延税金資産小計 56,258評価性引当額 — 参議延税金資産合計 56,258 参議延税金負債をの他有価証券評価差額金 8,269繰延税金負債をの他有価証券評価差額金 8,269繰延税金負債合計 8,269繰延税金負債合計 8,269 47,988	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の繰延税金資産電話加入権投資有価証券評価損未払事業税その他未払税金未払金その他有価証券評価差額金その他繰延税金資産小計評価性引当額繰延税金資産合計繰延税金負債ー繰延税金負債ー繰延税金負債の計算を受ける場所であるときの、当該目別の内訳	735千円 164 12,733 7,367 53,911 26,197 97 101,208 — 101,208
電話加入権 714千円 投資有価証券評価損 12,489 未払事業税 6,662 その他未払税金 6,300 未払金 29,896 その他 195 終延税金資産小計 56,258 評価性引当額 - ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	電話加入権 投資有価証券評価損 未払事業税 その他未払税金 未払金 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 - 繰延税金負債合計 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額	164 12,733 7,367 53,911 26,197 97 101,208 — 101,208
投資有価証券評価損 12,489 未払事業税 6,662 その他未払税金 6,300 未払金 29,896 その他 195 繰延税金資産小計 56,258 評価性引当額 —	投資有価証券評価損 未払事業税 その他未払税金 未払金 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 - 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	164 12,733 7,367 53,911 26,197 97 101,208 ————————————————————————————————————
未払事業税       6,662         その他未払税金       6,300         未払金       29,896         その他       195         繰延税金資産小計       56,258         評価性引当額       —         繰延税金資産合計       56,258         繰延税金負債       8,269         繰延税金負債合計       8,269         繰延税金資産の純額       47,988         2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳       当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	未払事業税 その他未払税金 未払金 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 - 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	12,733 7,367 53,911 26,197 97 101,208 — 101,208  - 101,208
その他未払税金       6,300         未払金       29,896         その他       195         繰延税金資産小計       56,258         評価性引当額       —         繰延税金資産合計       56,258         繰延税金負債       8,269         繰延税金負債合計       8,269         繰延税金資産の純額       47,988             2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳         当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	その他未払税金 未払金 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 - 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額	7,367 53,911 26,197 97 101,208 101,208 101,208
未払金       29,896         その他       195         繰延税金資産小計       56,258         評価性引当額       —         繰延税金資産合計       56,258         繰延税金負債       8,269         繰延税金負債合計       8,269         繰延税金資産の純額       47,988         2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳       当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	未払金 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 - 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	53,911 26,197 97 101,208 — 101,208 — 101,208 — 101,208
その他195繰延税金資産小計56,258評価性引当額-繰延税金資産合計56,258繰延税金負債8,269繰延税金負債合計8,269繰延税金資産の純額47,9882. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 - 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	26, 197 97 101, 208 — 101, 208 — 101, 208 — 6 6 6 6 6 7 8 9 7 101, 208
繰延税金資産小計 56,258 評価性引当額 -	その他 繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 - 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	97 101, 208 - 101, 208 - 101, 208 後の法人税等の負担率との間
評価性引当額 繰延税金資産合計 56,258 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 8,269 繰延税金負債合計 8,269 繰延税金資産の純額 47,988 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間のき累が法定実効税率の100分の5以下である	繰延税金資産小計 評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 - 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	101, 208  101, 208   101, 208 後の法人税等の負担率との間
繰延税金資産合計 56,258  繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 8,269  繰延税金負債合計 8,269  繰延税金資産の純額 47,988  2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳  当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	評価性引当額 繰延税金資産合計 繰延税金負債 - 繰延税金資産の純額 2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	
繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 8,269 繰延税金負債合計 8,269 繰延税金資産の純額 47,988  2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	繰延税金資産合計 繰延税金負債 - 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	- - 101,208 後の法人税等の負担率との間
その他有価証券評価差額金 8,269 繰延税金負債合計 8,269 47,988 47,988 47,988 20. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	繰延税金負債 - 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額  2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	- - 101,208 後の法人税等の負担率との間
その他有価証券評価差額金 8,269 繰延税金負債合計 8,269 47,988 47,988 47,988 20. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	- 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	後の法人税等の負担率との間
繰延税金負債合計 8,269 47,988 47,988 47,988 47,988 20	- 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	後の法人税等の負担率との間
繰延税金資産の純額 47,988  2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳  当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	繰延税金資産の純額  2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	後の法人税等の負担率との間
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	繰延税金資産の純額  2. 法定実効税率と税効果会計適用を に重要な差異があるときの、当該	後の法人税等の負担率との間
に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	2. 法定実効税率と税効果会計適用役 に重要な差異があるときの、当該	後の法人税等の負担率との間
に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	に重要な差異があるときの、当該	
の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である		
ため注記を省略しております。	同左	
	3. 法人税等の税率の変更による繰るの金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律が2025年3月31日に国会で成立し 1日以後開始する事業年度より、が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開が見込まれる一時差異に係る繰延移ついては、法定実効税率を30.62% ております。 この変更により、当事業年度の総金負債の金額を控除した金額)は7	車」(令和7年法律第13号) たことに伴い、2026年4月 「防衛特別法人税」の課税 引始する事業年度以降に解消 記金資産及び繰延税金負債に から31.52%に変更し計算し 繰延税金資産の金額(繰延税

## (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに 当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の 金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (セグメント情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
  - (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資產

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
SBI・UTIインドファンド	680, 260

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資產

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客(最終受益者)情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がいないことから、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。

# (関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
							貸付金の 回収	3, 250, 000	1	1
				# + T II			貸付利息の 受取	68, 587	-	-
親会社	SBIグロー バルアセット マネジメント 株式会社	東京都港区	3, 363	資産運用 業、金融情報サービス 事業子会社	(被所有) 間接 97.9%	経営管理 人員出向・受 入	資金貸付	4, 500, 000	関係会社 短期貸付 金	4, 500, 000
	71.			の持株会社		資金の貸付 (注1,2)	貸付利息	48, 244	未収利息	1,010
							経営管理報酬	607, 052	未払金	333, 878

- (注1)経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。
- (注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

# (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						資金の貸付	貸付金の 回収	600, 000	I	1
同一の親 会社を持	ウエルスアド バイザー株式 会社	東京都港区	30	金融情報 サービス 事業、 投資助言業	_	運用への助言 人員出向・受 入 データ購入等	貸付利息の 受取	5, 019		
つ会社						(注1)	貸付利息	96		
	株式会社SBI 証券	東京都港区	54, 323	証券業	_	販売委託(注 2)	販売委託支 払手数料	1, 057, 030	未払金	266, 069

- (注1) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。
- (注2) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

親会社情報

- SBI グローバルアセットマネジメント株式会社 (東京証券取引所プライム市場に上場)
- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社 (非上場)
- SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所プライム市場に上場)

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

# 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

# (ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
							貸付利息の 受取	68, 406	_	-
	SBIグローバルアセット			資 産 運 用 業、金融情	(被所有)	役員の兼任 経営管理 人員出向・受	資金貸付	200, 000	関係会社 短期貸付 金	4, 700, 000
親会社	バルアセット マネジメント 株式会社	東京都港区	3, 363	報サービス 事業子会社 の持株会社	間接 97.9%	入	貸付利息	67, 395	未収利息	-
							経営管理報酬	597, 599	未払金	328, 679

- (注1)経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。
- (注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

# (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	株式会社SBI 証券	東京都港区	54, 323	証券業	_		販売委託支 払手数料	1, 461, 607	未払金	316, 838

<sup>(</sup>注) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

# 2. 親会社に関する注記

# 親会社情報

- SBI グローバルアセットマネジメント株式会社 (東京証券取引所プライム市場に上場)
- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社 (非上場)
- SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所プライム市場に上場)

# (1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月1日	自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
1株当たり純資産額	4,936円99銭	5,674円15銭
1株当たり当期純利益	667円03銭	790円85銭
	なお、潜在株式調整後1株当た	なお、潜在株式調整後1株当た
	り当期純利益金額については、	り当期純利益金額については、
	潜在株式が存在しないため記載	潜在株式が存在しないため記載
	しておりません。	しておりません。

# 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月1日	自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
当期純利益(千円)	939, 405	1, 113, 782
普通株主に帰属しない金額		
(千円)		_
普通株式に係る当期純利益	939, 405	1, 113, 782
(千円)	939, 400	1, 113, 702
期中平均株式数(株)	1, 408, 330	1, 408, 330

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこ と。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

# 5【その他】

- (1) 定款の変更、その他の重要事項
- (イ) 定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、及びSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社は合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

(2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実 該当事項はありません。

追加型証券投資信託 SBI日本小型成長株選抜ファンド(愛称:センバツ) 約款

> SBIアセットマネジメント株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託はファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

#### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。)上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、小型成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファント受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、信託財産の総額の50%以下とします。
- ③ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ④ マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

## 3. 運用制限

- ① マザーファント受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社 債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にして いるもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含 め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下としま す。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑧ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下 とします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 4. 収益分配方針

年2回、6月22日および12月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

## (1) 分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。)等の全額とします。

# (2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

## (3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託

## SBI日本小型成長株選抜ファンド (愛称:センバツ)

約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
  - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

#### (信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

#### (信託の目的、金額および限度額)

- 第3条 委託者は、金278、283、721円を受益者のために利随の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
  - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金300億円を限度として信託金を追加することができるものとします。
  - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

## (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第2項、第44条第1項、第45条第1項および第47条 第2項の規定による信託終了の日までとします。

## (受益権の分割および再分割)

- 第5条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については278,283,721 口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

# (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資 信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

#### (当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

## (追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。
  - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

## (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

## (受益権の帰属と受益権の不発行)

- 第10条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
  - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または 当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事 情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情 等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
  - ③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録を するため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知 があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

## (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託設定時に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位、価額)

- 第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項の規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円単位または1口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。
  - ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の 受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載ま たは記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(次項の受益権の価額に当該取得申込みの口 数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または 記録を行うことができます。

- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。 ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益権の価格は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④前項の規定にかかわらず、受益者が、第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、 原則として第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融 商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に 「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同 項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等におけ る取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付けを中止すること、 およびすでに受け付けた取得申込を取り消すことができます。

## (受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
  - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条第2項の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

#### イ 有価証券

- ロ デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条に定めるものに限ります。)
- ハ 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ 金銭債権 (イおよび)へに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

## (運用の指図範囲等)

- 第16条 委託者は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された小型成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
  - 1. 株券または新株引受権証書
  - 2. 国債証券
  - 3. 地方債証券
  - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
  - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第 7号で定めるものをいいます。)
  - 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)または新優先 出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10. コマーシャル・ペーパー
  - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
  - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - 17. 預託書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
  - なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
  - ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
    - 1. 預金

- 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割け市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と 認めるときは、委託者は、信託金を前項第1号から第6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する 法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財 産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受 託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する 利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。)、第25条第1項に定める信託業務の委託先および その利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および第2項に定める投資 等ならびに第22条から第24条および第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができま す。
  - ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
  - ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条および第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
  - ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

## (投資する株式等の範囲)

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等に おいて上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるもの とします。

## (同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

# (信用取引の指図節用)

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権正書の権利行使により取得する株券
    - 2. 株式分割により取得する株券
    - 3. 有償増資により取得する株券
    - 4. 売出しにより取得する株券
    - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。) の行使により取得可能な株券
    - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予

## (先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかれて、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## (信託業務の委託等)

- 第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を受託者および委託者 が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
    - 1. 信託財産の保存に係る業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

## (混蔵寄託)

第26条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者 および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売却代 金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または 記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める 場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## (一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

## (資金の借入れ)

- 第30条 委託者は、信託財産の効率的が運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金 の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資 に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をす ることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ④借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

## (損益の帰属)

第31条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

## (受託者による資金の立替え)

- 第32条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

## (信託の計算期間)

- 第33条 この信託の計算期間は、原則として、毎年6月23日から12月22日まで、12月23日から翌年6月22日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成26年12月22日までとします。
  - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

## (信託財産に関する報告)

- 第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。
  - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
  - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報をの他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

## (信託事務の諸費用および監査費用)

- 第35条 有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(印刷等費用 (有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届 出、交付に係る費用)、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)、信託財産にかかる会計監査費用、 当該会計監査費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
  - ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等(以下「監査報酬等」といいます。)に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
  - ③ 委託者は、第1項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、第1項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。
  - ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
  - ⑤ 第3項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額 に応じて計上されます。また、第3項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第33条に規定する計算期間を通じ

て毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに 信託財産中から支弁します。

⑥ 第1項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

## (信託報酬等の総額および支弁の方法)

第36条 委託者および受託者の信託報酬は、第2項および第3項に掲げるものの総額とします。

- ② 委託者は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の135の率を乗じて得た額を信託財産より支弁します。
- ③ 委託者は、以下の規定に基づき計上された委託者の実績報酬(期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約 口数に相当する分の実績報酬額を含みます。)を信託財産より以下のとおり支弁します。
  - (ア)実績報酬は第33条に規定する計算期間を通じて毎日、前営業日の1万口当たり基準価額と前営業日の1万口当たりの実績報酬の合計額(以下、「合計基準価額」といいます。)が前営業日における本項(イ)に規定するハイ・ウォーター・マークを上回った場合、合計基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の12の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を1万で割ったものを乗じて得た額を計上します。また、実績報酬は日々洗い替えされます。ただし、毎計算期間末(信託終了のときを含みます。)においては、実績報酬は、当該日の決算前1万口当たり基準価額と当該日の決算前1万口当たりの実績報酬の合計額(以下、「決算前基準価額」といいます。)が当該日における本項(イ)に規定するハイ・ウォーター・マークを上回った場合、決算前基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の12の率を乗じて得た額に、当該日における受益権総口数を1万で割ったものを乗じて得た額とします。
  - (イ)本項(ア)のハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間の終了日までは1万円とします。ただし、毎計算期末において、当該日の1万口当たり基準価額(収益分配を行った計算期末においては、収益分配控除前の1万口当たり基準価額)がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークから1万口当たり収益分配額を除したものに変更されるものとします。
- ④ 第2項の基本報酬及び第3項の実績報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、 当該報酬についての委託者および指定販売会社間の配分は別に定めるものとします。
- ⑤ 第2項の信託報酬並びに第3項の実績報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬および実績報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。) は、諸経費、信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配する

- ことができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第38条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託 財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第40条第1項に規定する支払開始日 までに、一部解約金については第40条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払 い込みます。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## (収益分配金の支払い)

- 第39条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者とします。)に支払います。
  - ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
  - ③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
  - ④ 前項および第40条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

## (償還金および一部解約金の支払い)

第40条 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第40条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

# (信託契約の一部解約)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に最低単位を1円単位または1 口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については1 口の整数倍とします。)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の 一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの 信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行う ものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額 を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解納の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融 機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の 実行の請求の受付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

## (信託契約の解約)

- 第43条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ② 委託者は、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社との間で締結している投資顧問契約 (助言契約) が解約された場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
  - ③ 委託者は第1項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託の信託の信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事業が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

# (信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第44条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

## (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

#### (委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を 承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に 著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てる ことができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたが い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものと します
  - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、

変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
  - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第49条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解於請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託が款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

## (公告)

第50条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

## (運用状況に係る情報の提供)

第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により 提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第51条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは出来ません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

## 2. 他の受益者が有する受益権の内容

# (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第52条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の 実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にし たがって取り扱われます。

# (信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託的款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

## 上記条項により信託契約を締結します。

平成26年3月28日(信託契約締結日)

平成26年12月1日(信託契約変更日)

平成29年9月22日(信託契約変更日)

平成29年10月25日(信託契約変更日)

2019 年 3 月 1 日 (信贷款変更日)

2019 年 9 月 24 日 (信託/款変更日) 2023 年 9 月 23 日 (信託/款変更日)

2023 年 10 月 31 日 (信託(教育変更日)

2024 年 3 月 23 日 (信託常変更日)

2025 年 4 月 1 日 (信贷款変更日)

委託者 SBIアセットマネジメント株式会社

東京都港区六本木一丁目6番1号

代表取締役社長 梅本 賢一

受託者 三菱UF J信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

取締役社長 長島 巌

親投資信託 小型成長株・マザーファンド 約款

SBIアセットマネジメント株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

# 運用の基本方針

約款第12条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、わが国証券取引所(以下、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。)上場株式のうち中小型株を主な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国証券取引所上場株式のうち中小型株を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
- ① 当ファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
- ② 株式の投資に際しては、新規公開といういわば「第2の創業期」を成長の契機として、新たに成長を加速する、企業家精神に溢れた「次代を拓く革新高成長企業」を厳選して分散投資します。
- ③ 原則として公開後3年以内の企業を投資対象とします。
- ④ 組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、a. 中長期高成長戦略の有無・妥当性、b. 短期的業績の信頼性、c. 企業経営者の理念・志、d. 財務面の裏付け、成長性・収益性・安全性・革新性・株価水準、等を総合的に評価判断します。
- ⑤ 非株式割合 (株式以外の資産への投資割合) は、原則として信託財産の総額の 50%以下とします。
- ⑥ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、 上記の運用ができない場合があります。

# 3. 運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下と します。
- ⑦ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

# 親投資信託 小型成長株・マザーファンド 約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託 であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受 託者とします。
  - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第62号)の適用を受けます。

## (信託事務の委託)

- 第2条受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関 (受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条 第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と 信託契約を締結し、これを委託することができます。
  - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

#### (信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金99億8,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

#### (追加信託金限度額)

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を上限として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。
  - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

# (信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、同条第2項、第39条第1項、第40条 第1項、および第42条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

## (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号に定める適格機関投資家私募により行われます。

#### (受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を対象とするSBIアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

# (受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第3条に規定する信託によって生じた受益権については99億8,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
  - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

## (追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益者は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

- 第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
  - ② 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の 受託者の認証を受けなければなりません。
  - ③ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。
  - ④ 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
  - ⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (運用の基本方針)

第 12 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を 行います。

# (投資の対象とする資産の種類)

- 第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。
  - 1. 有価証券
  - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限ります。)
  - 3. 約束手形(第1号に掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 4. 金銭債権(第1号および前号に掲げるものに該当するものを除きます。)

#### (運用の指図範囲)

- 第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価 証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投 資することを指図します。
  - 1. 株券または新株引受権証書
  - 2. 国債証券
  - 3. 地方債証券
  - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
  - 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
  - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同 じ。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるも のをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券および証書の性質を有する もの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
  - なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用 することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第1号から第6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

## (受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び 投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者およ び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条 第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第22条において同じ。)、第 22条第4項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産 との間で、第13条および第14条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資 法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
  - ② 前項の取扱いは、第19条ないし第21条、第26条における委託者の指図による取引についても 同様とします。

#### (投資する株式等の範囲)

- 第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
  - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資 することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、 信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

# (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型 新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の 指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図 をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより 行うことの指図をすることができるものとします。
  - ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行う ことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
    - 2. 株式分割により取得する株券
    - 3. 有償増資により取得する株券
    - 4. 売出しにより取得する株券

- 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除 きます。)の行使により取得可能な株券

## (先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額の50%を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えないものとします。
  - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## (信託業務の委託等)

- 第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信 託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を 含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
  - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することがで きるものとします。
    - 1. 信託財産の保存に係る業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 第23条削除

#### (混蔵寄託)

第24条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行 う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条にお いて同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取 得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関 等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものと します。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
  - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券の売却および再投資の指図)

- 第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
  - ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

## (損益の帰属)

第27条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

- 第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
  - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別に これを定めます。

# (信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 12 月 23 日から翌年 12 月 22 日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は平成17年12月26日から平成18年12月22日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

## (信託財産に関する報告)

- 第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に 提出します。
  - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第32条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第33条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第34条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託 にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

## (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権 口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。
  - ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、 その責に任じません。

#### (償還金の支払い)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

## (一部解約)

- 第37条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
  - ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

#### (信託契約の解約)

- 第38条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利 であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託 契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、 解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨

を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託 契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用 しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第39条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
  - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

# (委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
  - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

# (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
  - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しよう とする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
  - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、 第38条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者 に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 45 条 委託者は、利益相反のおそれがある取引を行った場合における投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

#### (運用状況に係る情報)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。 (公告)

- 第47条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiam.co.jp/
  - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

# (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年12月26日(信託契約締結日) 平成18年5月1日(信託約款変更日) 平成19年3月19日(信託約款変更日) 平成19年9月30日(信託約款変更日) 平成19年10月31日(信託約款変更日) 平成21年1月16日(信託約款変更日) 平成25年1月4日(信託約款変更日) 平成27年10月29日(信託約款変更日) 2019年3月1日(信託約款変更日) 2019年9月24日(信託約款変更日) 2023年9月23日(信託約款変更日) 2023年10月31日(信託約款変更日) 2023年10月31日(信託約款変更日)

> 委託者 SBIアセットマネジメント株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号 代表取締役社長 梅本 賢一

> 受託者 三菱UF J信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 取締役社長 長島 巌